

諮問庁：環境大臣

諮問日：令和6年10月31日（令和6年（行情）諮問第1200号）

答申日：令和7年2月7日（令和6年度（行情）答申第896号）

事件名：新宿御苑における個人撮影に係る「個人撮影届出書」及び「同意書」の遵守事項に記載された「営利を目的とした」を定義した資料等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年7月29日付け環自総発第2407292号により環境大臣（以下「環境大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

令和6年5月15日に新宿御苑管理事務所からの電子メールにより、次に示す内容により指導を受け、当該内容の中で「見なします」と記載していることから、「営利を目的とした」を定義した資料及び根拠資料等が存在していると考えられるため。

【新宿御苑管理事務所からの電子メール内容抜粋】

「撮影者間で、撮影や謝礼としての金銭授受（食費、交通費などを含む。）が発生しますと商用と見なします。」

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案概要

(1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し令和6年5月27日付けで本件対象文書について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同月28日付けでこれを受理した。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁は、令和6年7月29日付け環自総発第2407292号をもって審査請求人に対し、行政文書を不開示とする旨の決定通知（原処分）を行った。

(3) これに対し審査請求人は令和6年8月2日付けで処分庁に対し、原処分について、上記第2の1の趣旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同月5日付けで受理した。

(4) 本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

本件開示請求における当該行政文書は、処分庁では作成・取得しておらず、不存在であるため、法9条2項に基づき不開示決定とした。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

上記第2の1と同旨。

(2) 審査請求の理由

上記第2の2と同旨。

4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は原処分の取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求に係る文書は本件対象文書である。「個人撮影届出書」及び「同意書」の遵守事項に記載された「営利を目的とした」とは、社会通念上の一般的な理解に基づくものであり、「新宿御苑における個人撮影に係る「個人撮影届出書」及び「同意書」の遵守事項に記載された「営利を目的とした」を定義した資料」は作成・取得していない。「根拠資料」及び「決裁資料」については、「新宿御苑における個人撮影に係る「個人撮影届出書」及び「同意書」の遵守事項に記載された「営利を目的とした」を定義した資料」を作成・取得していないため、不存在である。

また、本件開示請求及び本件審査請求を受け、処分庁において環境省自然環境局総務課新宿御苑管理事務所の執務室内文書保管場所、書庫及び同事務所専用共有フォルダ等の探索を行ったが、該当する行政文書の存在は確認できなかった。

以上のことから、審査請求人の指摘は適当でない。

5 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、原処分に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和6年10月31日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

③ 令和7年1月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を作成・取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書の保有の有無について、上記第3の2及び4において、要旨以下のとおり説明する。

新宿御苑における個人撮影に係る「個人撮影届出書」及び「同意書」の遵守事項に記載された「営利を目的とした」とは、社会通念上の一般的な理解に基づくものであり、「新宿御苑における個人撮影に係る「個人撮影届出書」及び「同意書」の遵守事項に記載された「営利を目的とした」を定義した資料」は作成・取得していない。「根拠資料」及び「決裁資料」については、「新宿御苑における個人撮影に係る「個人撮影届出書」及び「同意書」の遵守事項に記載された「営利を目的とした」を定義した資料」を作成・取得していないため、不存在である。

また、本件開示請求及び本件審査請求を受け、処分庁において環境省自然環境局総務課新宿御苑管理事務所の執務室内文書保管場所、書庫及び同事務所専用共有フォルダ等の探索を行ったが、該当する行政文書の存在は確認できなかった。

(2) 以下、検討する。

環境省ウェブサイトには、新宿御苑における個人撮影に係る「個人撮影届出書」及び「同意書」の書式が掲載されているところ、これには、遵守事項として「営利を目的とした撮影をしないこと。（料金報酬や謝礼が発生する場合も不可）」と記載されている。この「営利を目的とした」との文言は、社会通念上の一般的な理解に基づくものであることは否定できず、本件対象文書に該当する文書は存在しないとする諮問庁の上記(1)の説明は首肯できる。そして、上記(1)の文書の探索状況を踏まえると、本件対象文書に該当する文書は存在しないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

本件対象文書

新宿御苑における個人撮影に係る「個人撮影届出書」及び「同意書」の遵守事項に記載された「営利を目的とした」を定義した資料及び根拠資料並びに決裁資料